

京都市告示第707号

都市の低炭素化の促進に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事務に係る手数料の減額又は免除の額について、次のように定めます。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

- 1 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市都市計画関係手数料条例第12条の規定により、同条例第8条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。
  - (1) 建築主が本市の機関であるとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。
- 2 前項第2号の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料減免申請書（別記様式）に手数料の減額又は免除を申請する理由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料減免申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名記名押印又は署名)  印  電話: ( )

次の都市の低炭素化の促進に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事務に係る手数料の減免を申請します。

<input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画の認定手数料 (法第53条関係) <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料 (法第55条関係) <input type="checkbox"/> 軽微変更該当証明書交付手数料 (規則第46条の2関係)
--

1 代理者	住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)	
2 建築物の位置	京都市 区	
3 建築物の概要	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	階数	地上 階, 地下 階
	延べ面積	m <sup>2</sup>
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
4 減免の理由		

- ※ 該当する□には, レ印もしくは■を記入してください。
- ※ 代理者による申請の場合は委任状を添付してください。
- ※ 建築物に係る付近見取図, 配置図, 平面図等を添付してください。

法 : 都市の低炭素化の促進に関する法律  
規則 : 都市の低炭素化の促進に関する法律  
施行規則

(京都市都市計画局建築指導部建築審査課)